

[事案 21-44] 入院給付金等請求

- ・平成 21 年 7 月 31 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 21 日 裁定終了

< 事案の概要 >

入院給付金等の請求に際し、個人情報保護法を根拠として事実確認を実施することなく給付金の支払い等を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 8 月に糖尿病の疑いで 2 週間ほど入院、加入していた契約（契約日 16 年 4 月の医療保険、17 年 4 月に通院給付特約付加）と、契約（契約日 17 年 4 月の医療保険）にもとづき、給付金を請求したところ、契約の通院給付金および契約の入院給付金、通院給付金については、契約前発病の可能性があるとして事実確認の必要性について保険会社より説明があり、同事実確認を拒否したところ約款規定を根拠に各給付金が支払われない。しかし、同約款規定は、裏を返せば「正当な理由」がある場合には、契約者等が保険業者による個人情報にまで踏み込んだ調査を拒むことが出来ることを保証するものであり、下記のような正当な理由により調査を拒んでいるものであり、保険会社は事実確認をせずに、上記給付金に法定利息を付け支払って欲しい。

- (1) 個人情報保護法第 18 条(取得に際しての利用目的の通知等)は、個人情報取扱事業者が本人の個人情報を取得する際には「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」と定めているが、いまだに保険会社から、調査の対象とする個人情報の種類、内容、利用目的を書面にて直接、知らされていない。
- (2) 契約締結時に約款に代わる「団体保険ガイドブック」しか提供されておらず、そこには、告知義務事項として 4 項目しか記載されておらず、約款に記述されている内容の告知は契約時に周知されていない。
- (3) 個人情報保護法第 15 条(利用目的の特定)は、事業者が個人情報を取り扱うに当たって、利用目的を出来るだけ特定するように定めている。本件において、保険会社は情報を収集・利用する目的において、「保険金・給付金の支払い」を掲げているが、今回の調査は「給付金の不支払の正当化」と言わざるを得ず、同保護法が定める「利用目的を出来るだけ特定する」という要件を満たさない。

なお、保険会社との交渉過程において、保険料の支払いを一時的に停止したため、契約、契約とも失効してしまった。保険料支払いを停止した行為は、民法第 533 条の「同時履行の抗弁権」を行使するものであり、契約、契約を継続して欲しい。

< 保険会社の主張 >

給付金・利息の支払いおよび契約の継続(復活)のいずれの請求とも、下記のとおり応ずることは出来ない。

(1) 給付金・利息の支払い請求について

申立人は、給付金を支払わない理由について、当社から書面での通知がなされていないと主張しているが、顧問弁護士および担当者より、4 度に渡って「給付金の支払われていない理由」、「事実の確認調査の内容」について説明した通知文書を送っており、申立人が拒否している事実確認の結果を確認しない限り、支払可否の決定が出来ず、また事実確認を行わずに給付金を支払う正当な理由は存在しないため、支払いに応ずることは出来ない。

(2) 契約の継続(復活)について

申立人の主張する「同時履行の抗弁権」が該当する事例ではなく、契約、とも、申立人の

保険料の未入金により失効しており、正規の復活手続きによるもの以外は、認められない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類等にもとづき審理を行い、給付金・利息の支払い請求および契約の継続(復活)について審理した結果、下記のとおりいずれについても申立てを認める理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書に理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 給付金・利息の支払い請求について

事実確認をせずに、給付金等を支払って欲しいとする申立人の請求が認められるか否かは、保険会社から求められた医療機関に対する照会の同意を拒否している行為が「正当な事由」によるものか否かに掛ってくることから、この点について審理した結果、下記のとおり、申立人は医療機関に対する照会の同意を「正当な事由」によらずに拒否していると解さざるを得ない。

申立人は申立契約の締結時に約款を交付されておらず、上記約款条項(事実の確認に際し、契約者、被保険者、給付金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な事由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金を支払いません)について説明されていないと主張するが、生命保険契約はいわゆる「附合契約」であるから、保険契約者は同条項の存在について具体的に認識していなくても、同条項に拘束されることになる。

申立人は、「各種ご請求にあたっての重要事項説明書」には、「情報を収集・利用する目的」として「給付金等のお支払い」と記載されているだけであるから、「給付金の不払い」は特定された目的外の情報収集であると主張するが、上記記載は給付金等の支払いの可否について判断するための情報の収集・利用であり、情報収集(調査)をしなければ支払事由の存否は判断できない。

個人情報保護法は個人情報取扱事業者が取得した個人情報の取り扱いを規制するものであり、情報の収集それ自体を規制するものではなく、照会の同意の拒否を正当化する根拠とできる法律ではない。なお、同法 17 条は、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する際の義務を定めたものであるが、同条が禁止しているのは「不正の手段」による個人情報の取得であり、そうならないように保険会社は医療機関に対する照会について申立人の同意を求めている。

(2) 契約の継続(復活)について

申立人が行使を主張する「同時履行の抗弁権」は、保険会社の債務(給付金支払債務)が弁済期にないときは行使できないため、保険会社の給付金支払債務の弁済期は、申立人が保険会社からの事案の照会(医療機関に対する照会)について正当な事由なく同意を拒んだときは、その同意を得て事実の確認が終わるまでは到来しないから、同時履行の抗弁権は成立しない。